

# 八雲町国民保護計画の要旨

## 第1編 総論

### 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び道国民保護計画を踏まえ、八雲町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (4) 国民に対する情報提供
- (5) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (6) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (7) 関係機関相互の連携協力の確保
- (8) 国民の協力

### 第3章 基本用語の説明

町国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

### 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口を予め把握しておく。

### 第5章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について記述する。

### 第6章 町国民保護計画が対象とする事態

#### 1. 武力攻撃事態

道国民保護計画において想定されている下記の4類型を対象とする。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイルによる攻撃

航空攻撃

## 2. 緊急処理事態

道国民保護計画において想定されている下記の4類型を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

### (2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

町の各部局における平素の業務、職員の参集基準、関係機関との連携体制の整備のあり方、非常通信体制の整備、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項並びに町における研修及び訓練のあり方について定める。

### 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

### 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するために、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について定める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(2) 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について定める。

## 第3章 関係機関相互の連携

- (1) 国・道の対策本部との連携
- (2) 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- (3) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- (4) 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- (5) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- (6) 町の行う応援等
- (7) ボランティア団体等に対する支援等
- (8) 住民への協力要請

## 第4章 警報及び避難の指示等

- (1) 警報の伝達及び通知等に必要な事項を定める。
- (2) 避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導等について定める。

## 第5章 救援

知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合、救援に関する措置を知事と緊密に連携して行う。

## 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

- (1) 武力攻撃災害への対処
- (2) 応急措置等
- (3) 生活関連等施設における災害への対処等
- (4) NBC攻撃による災害への対処等

## 第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告するに当たり必要な事項を定める。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うために必要な事項について定める。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

国民生活の安定に関する措置(生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活の安定等、生活基盤等の確保)について定める。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

特殊標章及び身分証明書の交付及び管理に必要な事項について定める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

町の管理する施設及び設備に被害が発生したときの、応急の復旧のために必要な措置に関して必要な事項を定める。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

町の管理する施設及び設備に被害が発生したときの、復旧に関して必要な事項を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

# 第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。